

生物試料分析科学会認定資格規程

平成23年2月18日制定

平成27年10月10日改正

平成29年2月10日改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人生物試料分析科学会（以下本会）の定款第50条に規定するところにより、同第5条第1号に規定する認定資格（以下認定資格）について定める。

2 認定資格は、分析機器及び試薬の状況を解析、評価できる能力を認定し、以て生物試料分析の質を担保することで、国民の健康、保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(認定資格)

第2条 本会の認定する資格は、以下のとおりとする。

(1) 分析機器・試薬アナリスト

(事務局)

第3条 認定資格に関する事務は、本会事務局（以下事務局）が行う。

第2章 運営組織

(運営組織)

第4条 認定資格制度を統括するため、本会に認定制度機構を置く。

2 認定制度機構に認定資格ごとに認定委員会を置く。

3 各認定委員会に専門委員会並びに試験部会及び講習部会を置く。

(認定制度機構)

第5条 認定制度機構の構成員は理事とし、理事会で選任する。

2 その長（以下認定制度機構長）は、構成員の中から理事長が指名して、理事会承認を得た者とする。

3 認定制度機構長は、認定制度機構の議により以下の業務を行う。

(1) 委員及び委員長の任免

(2) 認定試験及び講習会の開催の有無及び時期、場所の決定

(3) 各試験及び講習会の調整

(4) 資格の認定

(認定委員会)

第6条 認定委員会は、対象とする認定資格制度の運用を図る。

2 各認定委員会の長（以下認定委員長）は、認定制度機構長が選任する。

3 各認定委員会の構成は、認定委員長、専門委員、試験部会委員及び講習部会委員とする。

(専門委員会)

第7条 各専門委員会は、認定資格に関する学術的専門性を高めるために組織する。

2 各専門委員の数は特に定めず、2/3程度を認定資格者のうちから公募により、残りの1/3程度を各認定委員長の推薦により、それぞれ認定制度機構長が任命する。

3 各専門委員会の長(以下専門委員長)は、認定委員長の推薦により認定制度機構長が任命する。

(部会)

第8条 試験部会は、ガイドライン策定、問題作成及び問題選定の作業を担当する。

2 講習部会は、認定試験ガイドラインに基づいて、テキストの編纂及び指定講習会の企画運営を担当する。

3 各部会委員は、各認定委員長の推薦により認定制度機構長が任命する。

4 各部長は、当該委員の中から各認定委員長が推薦し、認定制度機構長が任命する。

第3章 試験科目等及び受験資格

(試験科目等)

第9条 認定試験の試験科目、出題数及び時間は別に定める。

2 認定試験の様式は、五者択一式の筆記試験とする。

(受験資格)

第10条 認定試験の受験資格は、以下の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 本会会員もしくは同等であると認定制度機構が認めた者

(2) 指定講習会を受講した者

2 指定講習会と認定試験が分離して開催された場合の前項第2号の受験有効期限は、指定講習会受講後3年以内とし、受験回数は1回とする。

3 前項により、認定試験の所定の手続きを行いながら、これを欠席した場合は、前項の受験有効期限内において1回の受験を認める。ただし、次条に定める受験料は再度納付しなければならない。

第4章 受験料、試験会場及び出願

(受験料)

第11条 受験料は、別に定める。

(試験会場)

第12条 試験会場は、その都度認定制度機構が決定する。

(出願)

第13条 認定試験の受験希望者は、試験要項にしたがい所定の期限までに振込みにより受験料を納付し、出願書を本会事務局に郵送により提出する。

2 事務局は、手続きを完了した出願者に対して受験票及び関係資料を送付する。

第5章 指定講習会受講料、指定講習会場及び受講希望

(指定講習会受講料)

第14条 指定講習会受講希望者は所定の受講料を納付する。

(指定講習会場)

第15条 指定講習会場は、その都度認定制度機構が決定する。

(受講申込書)

第16条 指定講習会の受講希望者は、所定の期限までに受講料を銀行振込みし、受講申込書を本会事務局に送付する。

2 本会事務局は、手続きを完了者に対して受講証及び関係資料を送付する。

第6章 登録事務、認定証及び認定資格の更新

(登録事務)

第17条 事務局は、認定資格登録者名簿に認定資格者を登録する。

(合格通知及び認定証)

第18条 認定制度機構長は、認定試験の合格者に対して合格を通知し、併せて認定証を交付する。

(資格更新)

第19条 認定資格の有効期間は5年とする。

2 更新要件は本会の会員であることに加え、更新時過去5年間のポイント(p)累計が12ポイント以上であることとする。

- (1) 生物試料分析科学会支部学術集会
..... 3p (演者は5p)
- (2) 生物試料分析科学会年次学術集会
..... 4p (演者は6p)
- (3) 他の学術雑誌への認定資格関連内容の投稿
..... 6p (筆頭者8p)
- (4) 本会誌「生物試料分析」への投稿
..... 7p (筆頭者9p)
- (5) 本会が実施する認定資格更新講習会
..... 9p
- (6) 本会が実施する認定資格関連勉強会参加
..... 2p/年
- (7) その他本会が認めた活動
..... その都度本会が指定

3 更新手続きは、所定の申請書に更新料を添えて申請する。

- 4 認定制度機構長は、更新手続きの完了者に対して認定証を交付する。

第7章 会計及び委員報酬

(会計)

第20条 認定試験にかかる会計は、事務局が管理する。

- 2 事務局は、会計年度にあわせて予算及び決算を作成する。

(委員報酬)

第21条 委員には報酬を支払う。

ただし、本制度発足から5年間は、報酬の一部又は全部を支払わないことができる。

第8章 細則及び規程の改廃

(細則)

第22条 本規程を運用するにあたり、必要な細則は別に定める。

(改廃)

第23条 本規程の改廃は、理事会の過半数の同意により、理事長がこれを定める。

附則

- 1 本規程は、平成23年2月18日に制定し、同日より施行する。
- 2 本規程は、経過措置として平成25年3月11日まで、第2章の運営組織の一部を設けないことができる。
- 3 本規程は、平成27年10月10日より施行する。